

令和3年度

第25回九州高等学校新人柔道大会実施における  
新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する基本方針  
及び具体的な感染拡大防止対策

2021. 11. 17・18・19

## I 基本的な考え方

参加する選手・監督、大会役員をはじめとする大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項と考え、大分県高等学校体育連盟及び九州高体連柔道専門部、主管課関係機関と連携のうえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じたうえで九州柔道協会にて大会を開催する。

なお、感染者が発生した場合の対応、事後処置などとともに、参加者及び関係者全員に周知徹底するものとする。

## II 感染拡大防止対策の概要

### 1. 大会の規模縮小について

試合会場は4試合場での実施とし、試合場周辺の混雑防止と大会運営に携わる競技役員等の削減を図る。また、無観客試合とし、試合のない選手と視察等関係者は2階観客席に上げて大会を開催する。

### 2. 大会中止について

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、大分県高等学校体育連盟及び九州高体連柔道専門部、主管課関係機関と連携の下、九州柔道協会が大会を中止する。

### 3. 健康調査票等の提出及び検温の実施について

すべての参加者（選手、監督、引率責任者等）及び大会関係者に入場時に、健康調査票（参加者については追加書類あり）の提出を求めるとともに、検温を実施する。なお、健康調査票等の記載内容に問題がある場合、検温にて異常が認められた場合は、大会本部の判断により、大会への参加を認めない。

〈選手の試合参加の入場プロトコール〉

	内容	試合参加
1	健康調査票や同意書を提出しない	×（不可）
2	試合や計量当日に発熱(37.0度以上)や諸症状がある	×（不可）
3	試合前2週間のうち、最初の1週間で連続する3日以上発熱(37.0度以上)や諸症状があった	×（不可）
4	試合・計量の3日前から発熱(37.0度以上)や諸症状がある(あった)	×（不可）
5	試合前2週間のうち、最初の1週間で連続した2日以上発熱(37.0度以上)や諸症状がある(あった)	○（可）
6	試合前2週間のうち、後半の1週間で4日までの1日だけに発熱(37.0度以上)や諸症状がある(あった)	○（可）

※出場チームにおいては、選手が一人でも有症状のために試合参加不可となった場合、チーム全体として試合を辞退することが望ましい。団体戦の試合出場は原則不可と判断します。個人戦でも試合前3日以降に有症状者と練習をしていた選手の出場は不可と判断します。

※選手は試合中の待機中の位置取り（選手間は1～2m離す）に注意し、選手による大声での応援や指示は禁じられます。

※発熱の基準は、37.0度以上とする。ただし、平熱が37度前後の場合は、平熱+0.5度までは参加を認める。平熱は直前2週間の平均値とする。

#### 4. 試合会場について

4試合場を設置し、試合を行う。なお、試合会場には選手待機場所（団体試合1試合前まで、個人試合は5試合前まで入場可能）を設ける。

#### 5. 入場制限について

##### 1) 無観客

保護者を含め、観客の入場を認めない。

##### 2) 入場を認める参加者（出場校関係者）

選手（団体試合は各校7名、女子4名、個人試合は7階級の代表）、各県代表監督（男女各1名）、出場校引率責任者・監督（各1名：1校あたり引率責任者1名・監督1名まで）

\*各県選手団として、代表監督の指導のもと、会場入場から、試合終了後の退場まで、まとまって行動すること。また今回は、団体戦についてはプラス1名まで、個人戦については各学校打ち込み相手を1名まで入場を認める。

##### 3) 入場を認める大会関係者（協賛、報道関係者等）

大会競技役員及び補助生徒以外は原則入場を認めない。ただし、あらかじめ大会本部に申請があり、大会本部長の許可を得た者のみ、入場を認める。その際は主催者が定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を必ず遵守することを条件とし、試合中に遵守できない者には、途中退場を求めることがあり得る。

#### 6. 健康調査票等の提出及び検温の実施について

##### 1) 「提出用 健康チェック一覧表」等の提出

すべての参加者（選手、監督、引率責任者・その他部員等）に入場時、「提出用 健康チェック一覧表」の提出を求める。それに加え、団体戦・個人戦参加者には、「健康調査票（大会1日目）、健康調査票（大会2日目）」の提出を求める。すべての参加者の「同意書・健康管理シート」は学校保管として、校長の最終確認をもらい参加すること。

##### 2) 検温の実施

すべての参加者（選手、監督、引率責任者等）及び大会関係者に入場時、検温を実施する。

##### 3) 参加のとりやめ

「提出用 健康チェック一覧表・健康調査票」等の提出に不備がある場合、また、記載内容に問題がある場合、検温にて異常が認められた場合は、大会本部の判断により、大会への参加を認めない。なお、一度入場後、会場から退出した場合の再入場は認めない。

#### 7. 参加者の入場（受付）及び試合前の練習について

##### 1) 入場（受付）

参加者の入場（受付）は、各県選手団・学校ごとにまとまって、正面外階段から2階へ上がり入場する。なお、練習時間及び待機場所については、事前に出場校に連絡する。

## 2) 試合前の練習

試合前の調整練習については、入場のグループごとに時間を設定し、試合会場において行う。  
なお、練習時間については、事前に出場校に連絡する。

## 3) アリーナ内入場の制限

監督については柔道衣の着用を禁止するとともに、畳の上での指導自粛を求める。なお、引率責任者については、1階アリーナ内への入場を認めないので、入場後は、2階観客席にて待機すること。

## 4) 選手の更衣場所

男子は、道場2・3の使用を認める。女子は、各県に更衣室を指定する。なお、更衣のみの使用とし、練習や荷物置きとしての使用は認めない。

## 5) 待機場所

入場後及び試合終了後の待機場所は、2階観客席とする。待機場所は各県ごとに割り振るので、指定された場所以外には立ち入らないこと。割り振りの詳細については事前に各県に連絡する。

## 8. マスク着用について

すべての参加者（選手、監督、引率責任者等）及び大会関係者に常時マスク着用を義務付ける。ただし、試合を行う選手については、これを除外する。

## 9. 手指消毒及び周辺施設等の消毒について

### 1) 入場時の手指消毒

すべての参加者（選手、監督、引率責任者等）及び大会関係者すべての関係者に対し、入場時に手指の消毒を行う。

### 2) 入場後の手指消毒及び周辺施設等の消毒

入場後、会場内においても適宜手指の消毒を求める。そのため、消毒液を入り口各所に設置するとともに、各県選手団には、消毒液の持参を依頼する。また、共用する施設については、係員が適宜巡回のうえ消毒を行う。

### 3) 試合前後の消毒

試合をする選手は、試合前後に手指の消毒を行う。

### 4) 試合会場（畳）の消毒

定期的に試合会場（畳）の消毒を行う。

## 10. 身体的距離の確保等について

身体的距離を確保しての会場配置や参加者の動線等について、感染防止に配慮するとともに、参加者には、常時適切な身体的距離を確保し、行動するよう強く依頼する。感染防止に配慮した対策を講じる。

## 11. 試合前、試合中及び試合後の選手、監督の行動について

### 1) 試合前

- ①選手及び監督は、団体試合では自身の試合の1試合前、個人試合では、自身の試合の5試合前に待機場所に入り、指定された場所に着席すること。
- ②係員より、目視にて柔道衣コントロールを受けること。
- ③各自手指消毒を行うこと。
- ④選手は試合開始前、試合場に移動後、マスクを外し、IDカードとともに監督に預け、手指を消毒してから畳に上がることを。

### 2) 試合中

- ①試合中、選手には大きな発声をしないよう、自粛を求める。
- ②会場内において、大きな声での会話や応援等をしないこととする。特に試合中の監督による大声での指示や指導は大会申し合わせ事項により、禁止とする。

### 3) 試合後

- ①試合終了後、速やかなアリーナ内から速やかに退場し、指定された2階席観客席に移動すること。ミーティング等は密を避けてアリーナ外で実施すること。
- ②帰宅（宿）後、シャワーを浴びること、柔道衣・衣服の洗濯、用具の消毒等の実施を奨励する。

## 12. 開会式、表彰式について

開会式については、中止する。試合開始前に放送により諸注意を行うため、選手は2階観客席に待機する。表彰式については、入賞者（代表）のみを対象として行う。

## 13. 柔道衣コントロールについて

### 1) 柔道衣コントロール

選手を全員集合させて一斉には行わず、各試合前に待機場所にて、係員が目視で確認を行う。なお、疑義が生じた場合は各試合場において審判員が測定器具を用いて検査を行う。規格に不適合と判断された場合は、「失格」となることを理解のうえ、選手・監督は責任をもって規格に適合しているか、事前に確認すること。

### 2) 赤白帯

試合をする際の赤白を示す赤白の帯について、各自が赤白それぞれの帯を持参することを義務付ける。また、各県選手団に予備として持参することを義務付ける。感染防止の観点から、大会本部では準備しない。

## 14. 審判会議について

審判会議は、令和3年11月17日（水）15時より、昭和電工武道スポーツセンター会議室で行う。

## 15. 監督会議について

### 1) 日程

令和3年11月17日(水) 16時00分より、昭和電工武道スポーツセンター会議室で行う。

### 2) 実施方法

監督会議と表記するが、今大会が通常の大会とは異なる状況下での開催のため、原則各県男女代表監督1名(各県における男女団体戦 優勝校の監督)の参加を依頼し、終了後、各県の出場校監督に伝達する形式をとる。

必要最低限の伝達、資料等の配布を行い、各県代表監督を通じて、出場する選手、関係者への周知徹底を依頼する。

## 16. 計量について

### 1) 日時

公 式 計量：11月18日(木) 団体試合から1時間の間に1回のみ計量とする。

非公式軽量：11月18日(木) 試合開始から団体試合終了までとする。

### 2) 実施方法

男子はメイン会場、女子は道場2・3に階級ごとに整列し計量を行う。

## 17. 前日練習について

大会前日の練習会場(メイン会場、道場2・3)について、利用可能時間を事前に出場校へ連絡する。

## 18. 感染者が発生した場合の対応について

### 1) 大会前日まで

検査により陽性となった選手及び保健所等より濃厚接触者と認定された選手の大会出場は認めない。また、検査後、所属柔道部内及び家庭や寮など同居する人、身近な人に感染者が出た場合、検査で陰性が確認されていても大会出場は認めない。検査後発熱等体調に異常が生じた場合は、保健所等の指導に従うこと。

なお、11月5日以降、所属柔道部内及び家庭や寮など同居する人、身近な知人に濃厚接触者が出た場合、選手の出場については、大会本部で協議し、決定する。

計量時、「健康調査票」及び検温において、異常が認められた場合は、大会本部の判断により、参加を認めない。また、当該都道府県選手団の出場については、協議のもと参加の可否を決定する。

### 3) 大会当日

①大会入場(受付)時、「健康調査票」及び検温において、異常が認められた場合は、入場を認めない。なお、選手、監督、引率責任者については大会本部の判断により、参加を認めない。

また、当該県選手団の出場については、協議のもと参加の可否を決定する。

②大会中に発熱等の症状を訴える者を確認した場合、退場を求める。ただし、選手、監督、引率責任者については大会本部の判断による。

#### 4) 大会後

- ①大会参加者及び関係者は、大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、大会本部に対して速やかに報告すること。
- ②大会参加者が発症した場合は、当該校の引率責任者は、報告書を作成し、当該県高体連柔道専門部委員長を通じ、九州高体連柔道専門部に提出すること。
- ③大会参加者及び関係者が、大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、九州高体連柔道専門部は各県高体連専門部委員長を通じ、大会参加者にその旨を連絡するとともに、大会本部は大会ホームページにてその事実を公表する。

#### 19. 感染防止対策の周知徹底について

##### 1) 大会参加者（選手、監督、引率責任者等）

- ①大会事務局より、事前に出場校の学校長あてに基本方針及び具体的な感染拡大防止対策を郵送し、大会参加者に周知徹底するよう指導を依頼する。
- ②大会前日の監督会議にて、感染拡大防止対策の遵守すべき事項について、再度文書を配布し、各県代表監督より、すべての参加者に周知徹底するよう指導を依頼する。

##### 2) 大会役員（審判員、競技役員、補助役員等）

- ①審判員・競技役員には事前に基本方針及び具体的な感染拡大防止対策を郵送する。
- ②補助役員の生徒には、事前に引率責任者より周知徹底するよう指導を依頼するとともに、保護者に対して、同意を得ること（「補助役員参加同意書」提出）とする。

##### 3) 協賛、報道関係者等

- ①大会ホームページに掲載した基本方針及び具体的な感染拡大防止対策について、確認同意のもと、申請することを条件とする。
- ②承認後、入場の際には適切な対応とるよう再度依頼する。

#### 20. その他

- 1) アリーナ内での水分補給以外の飲食は禁止とする。アリーナ内以外での飲食も極力控えるよう奨励するが、飲食する際は、周囲の人となるべく距離をとり、対面を避け会話を控えるとともに、飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用し、共用はしないことを呼びかける。
- 2) タオルの共有はしないことを指導する。
- 3) 各自が責任もってごみの持ち帰りを行うことを呼びかける。
- 4) 感染防止のための実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項について、適切な場所（受付、入口等）に掲示するとともに、各事項が適切に遵守されているか担当者が会場内を定期的に巡回・確認する。